

協議第42号 - 2 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

各種福祉制度（児童福祉）の取扱い

- 1．エンゼルプラン・次世代育成支援行動計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、見直し時期に新たに策定する。
- 2．保育料の階層区分及び年齢区分、徴収金額については、別紙保育料徴収基準額表によるものとし、平成17年度から統一する。
- 3．保育料の軽減措置については、制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4．延長保育、障害児保育及び児童手当については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5．児童扶養手当については、国の制度に基づき新市において実施する。
- 6．出生祝い金については、旭志村の例により合併時から実施する。
ただし、祝い金の額については、第3子以降の新生児一人につき100,000円とする。
- 7．母子家庭等医療費助成については、泗水町の例により合併時から統一する。
- 8．放課後児童健全育成事業については、各クラブの経緯、地域の特性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成16年 9月 2日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度の取扱い				関係項目	児童福祉
調整の内容	1. エンゼルプラン・次世代育成支援行動計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、見直し時期に新たに策定する。					
	現 況				調整の具体的内容	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	児童計画	エンゼルプラン 計画期間 平成15年度～平成19年度 目的 子供たちが健やかに育っていくために、家庭 保育所・幼稚園・学校・地域相互の連携や関係 機関等の連携を図りながら、子育て支援するた めの方針を策定	エンゼルプラン 計画期間 平成15年度～平成19年度 目的 同左	エンゼルプラン 計画期間 平成15年度～平成17年度 目的 同左	エンゼルプラン 計画期間 平成15年度～平成19年度 目的 同左	・エンゼルプラン・次 世代育成支援行動計画 については、現行のま ま新市に引き継ぎ、見 直し時期に新たに策定 する。
		次世代育成支援行動計画 ・平成15年度にニーズ調査を実施し、平成16年度に次世代育成支援行動計画策定 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）				

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い				関係項目	児童福祉	
調整の内容		2. 保育料の階層区分及び、年齢区分、徴収金額については、別紙保育料徴収基準額表によるものとし、平成17年度から統一する。						
		現 況						
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容		
市 町 村 別 所 の 状 況	保育料	別紙				・保育料の階層区分及び年齢区分、徴収金額については、別紙保育料徴収基準額表によるものとし、平成17年度から統一する。		
	公立 (認可保育施設)	第一幼稚園 定員150人 実数112人 第二幼稚園 定員120人 実数 94人 菊之池保育園 定員 90人 実数 77人 花房保育園 定員 60人 実数 52人 計 4 保育所 定員420人 実数 335人 (開所時間) 平日 7:30~19:00 菊之池保育園 7:00~19:00 土曜 7:30~12:30	普保育園 定員60人 実数 52人 計 1 保育所 定員60人 実数 52人 (開所時間) 平日 7:30~19:00 土曜 7:30~13:00					
	私立 (認可保育施設)	ルンビニ保育園 定員60人 実数 66人 あすなる保育園 定員45人 実数 47人 菊池さくら保育園 定員60人 実数 69人 菊池ひかり保育園 定員120人 実数104人 菊池みゆき保育園 定員60人 実数 49人 菊池乳児保育園 定員30人 実数 22人	加茂川保育園 定員60人 実数 60人 清泉保育園 定員60人 実数 50人	北合志保育園 定員60人 実数 35人 新明保育園 定員60人 実数 55人 川辺保育園 定員90人 実数 87人	泗水東保育園 定員90人 実数 95人 富の原保育園 定員90人 実数 90人 吉富保育園 定員60人 実数 64人 田島保育園 定員60人 実数 48人 福本保育園 定員90人 実数105人			
	私立 (認可外保育施設)				泗水乳幼児園 5人			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い				関係項目	児童福祉
調整の内容		3. 保育料の軽減措置については、制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。					
		現		況			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容	保 育 料 の 軽 減 措 置	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の階層区分の第2階層、第3階層に該当する者 ・ 母子世帯等・・・母子・父子家庭等 ・ 在宅障害児(者)・・・身体障害者手帳の交付を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳の交付を受けた者 ・ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者 ・ その他の世帯・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度同一のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 	
	同一世帯からの複数入所	<p>対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の第2階層～第4階層(菊池市 B階層～D5階層、七城町 第2階層～第4階層、旭志村 B階層～D2階層、泗水町 B階層～D2階層) ア) 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。・・・徴収金額の全額 イ) ア以外の児童のうち、最も徴収基準が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)・・・徴収金額の1/2 ウ) ア、イ以外の児童・・・徴収基準額の1/10 ・ 国の階層区分の第5階層～第7階層に該当する者(菊池市 D6階層～D10階層、七城町 第5階層～第7階層、旭志村 D3階層～D6階層、泗水町 D3階層～D5階層) ア) 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。・・・徴収金額の全額 イ) ア以外の児童のうち、最も徴収基準が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)・・・徴収金額の1/2 ウ) ア、イ以外の児童・・・徴収基準額の1/10 					
	熊本県多子世帯子育て支援事業	<p>対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に3人以上の児童(18歳未満)を扶養している世帯のうち、第3子以降の3歳未満児が保育所に入所している世帯 ・ 現に3人以上の児童を扶養している世帯のうち、年齢に関わらず3人以上が同時に保育所に入所している世帯 <p>ただし、国の基準額表の第7階層に属する世帯の児童については該当しない</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3子以降の3歳未満児のみ入所・・・対象児童の保育料の1/2(1人) ・ 第3子以降の3歳未満児を含み2人以上が入所・・・対象児童の保育料の1/2(1人) ・ 児童の年齢に関わらず3人以上が同時に保育所に入所・・・対象児童の保育料の全額(1人) 					

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度の取扱い				関係項目	児童福祉			
調整の内容	4. 延長保育、障害児保育及び児童手当については、現行のまま新市に引き継ぐ。								
	現				況				調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町					
市 町 村 別 内 容	延長保育	目的 保護者の就労形態の多様化に伴い、通常の保育時間を延長し、共働き家庭等の子育てを支援する。						・現行のまま新市に引き継ぐ。	
		内容 開所時間を11時間超えての延長保育を実施する。 10保育所の内7保育所で実施 ・平日 利用者負担 ・1回200円又は月2,000円のいずれかを保護者が選択する。	内容 同左 3保育所で実施 ・平日 利用者負担 ・無料	内容 同左 3保育所で実施 ・平日、土曜日 利用者負担 ・無料 1保育所のみ18時以降は100円徴収	内容 同左 5保育所で実施 ・平日、土曜日 利用者負担 保育所により異なる				
障害児保育事業	目的 障害児担当の保育士を配置し、障害児と健常な児童との集団保育を実施することにより、児童の福祉増進を図る。						・現行のまま新市に引き継ぐ。		
	補助金 ・障害児保育事業・・・保育に欠ける障害児で集団保育が可能で通所ができる特別児童扶養手当支給対象児。 平成15年度から交付税措置のため全額市町村負担・・・1月1人当たり74,140円 ・軽度障害児保育事業・・・身体障害者手帳、療育手帳の所持者又は障害があると公的に判断された児童・・・1月1人当たり37,820円								
	実施箇所数(H15年) 2園 対象児 2人	実施箇所数(H15年) 1園 対象児 1人	実施箇所数(H15年) 1園 対象児 1人	実施箇所数(H15年) 1園 対象児 2人					

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	児童福祉
調整の内容					
		現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市町村別内容	<p>児童手当</p> <p>目的 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>支給対象者 就学前の児童を監護し、生計を維持している者であって、前年の所得が一定額を超えない者。</p> <p>支給額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子 5,000円 ・第2子 5,000円 ・第3子 10,000円 <p>支払月 毎年2月、6月、10月の3期</p> <p>受給者数（H15.2月期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ児童数 5,075人 ・実績 30,285,000円 	<p>同左</p> <p>受給者数（H15.2月期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ児童数 1,193人 ・実績 7,165,000円 	<p>同左</p> <p>受給者数（H15.2月期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ児童数 1,204人 ・実績 7,340,000円 	<p>同左</p> <p>受給者数（H15.2月期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ児童数 2,974人 ・実績 17,640,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のまま新市に引き継ぐ。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	児童福祉		
調整の内容		5. 児童扶養手当については、国の制度に基づき新市において実施する。					
		現 況			調整の具体的内容		
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町			
市 町 村 別 内 容	児童扶養手当	<p>内容</p> <p>父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</p> <p>児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p>平成14年8月1日制度改正により、市へ事務が移管された。</p>	<p>支給対象者</p> <p>児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する母又は養育者。（所得による支給制限あり）</p> <p>支給額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 42,000円 ・一部支給 9,910円から41,990円 <p>・2人目は5,000円加算、3人以上は、1人につき3,000円づつ加算。</p> <p>支払月</p> <p>毎年4月、8月、12月の3期</p>	<p>支給対象者</p> <p>児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する母又は養育者。（所得による支給制限あり）</p> <p>支給額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 42,000円 ・一部支給 9,910円から41,990円 <p>・2人目は5,000円加算、3人以上は、1人につき3,000円づつ加算。</p> <p>支払月</p> <p>毎年4月、8月、12月の3期</p>	<p>対象世帯数（H14年度）</p> <p>34世帯</p> <p>対象児童数（H14年度）</p> <p>50人</p>	<p>対象世帯数（H14年度）</p> <p>29世帯</p> <p>対象児童数（H14年度）</p> <p>53人</p>	<p>対象世帯数（H14年度）</p> <p>95世帯</p> <p>対象児童数（H14年度）</p> <p>153人</p>
						<p>・国の制度に基づき新市において実施する。</p>	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	児童福祉	
調整の内容		6. 出生祝い金については、旭志村の例により合併時から実施する。 ただし、祝い金の額については、第3子以降の新生児一人につき100,000円とする。 7. 母子家庭等医療費助成については、泗水町の例により合併時から統一する。				
		現 況			調整の具体的内容	
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	出生祝い金	該当なし	目的 若年層の増加、定住化のため出産を奨励するとともに、児童の健全育成を助長し、福祉の増進を図る。 支給要件 1. 次のいずれにも該当すること。 2人以上の児童(18歳未満)を養育していること。 本町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載され、生活の本拠が本町にあると認められ、引き続き3年以上町内に居住する意思のある者。 平成7年4月1日以降に出産した第3子以降の子どもから支給する。 祝い金の額 新生児1人につき、15万円	目的 多くの子どもが出生されることを祝福し、生まれた子どもが健やかに成長されることを願う。 支給要件 1. 次のいずれにも該当すること。 第3子以降の子を養育する場合。 1年以上住所を有する母から出生した子、又は出生してから1年以上住所を有する子を養育する場合。 2. 上記の規定にかかわらず、祝い金は支給要件の子を含む扶養しているすべての子が同一世帯として本村に住所を有しないときは支給しない。 ただし、就学のため中学校、高校、大学校(大学院)に在籍する子は、住所の有無は問わない。 祝い金の額 1人につき3子は10万円 4子以降30万円	該当なし	・旭志村の例により合併時から実施する。ただし、祝い金の額については、第3子以降の新生児一人につき100,000円とする。
	母子家庭等医療費助成	目的 母子家庭の医療費の一部を助成することにより、母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。 対象者 国民健康保険法又は社会保険各法に規定する被保険者、被扶養者で市内に住所を有する母子家庭の母及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童。 助成の制限 ・生活保護法その他の法令等により、医療費の全額給付を受ける場合。 ・児童扶養手当法第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得の額以上の場合。 助成額 ・助成対象者又はその保護者が一部負担金支払額の2/3 ・社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額の2/3	同左	同左	目的 母子家庭及び父子家庭の医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と向上を図る。 対象者 国民保健法及び社会保険各法に規定する被保険者若しくは被扶養者であり、かつ泗水町内に住所を有する母子家庭の母と父及びそのいずれかの者に扶養されている児童又は父母のいない児童 助成の制限 ・生活保護法その他の法令等により、医療費の全額給付を受ける場合。 ・児童扶養手当法第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得の額以上の場合。 助成額 ・助成対象者又はその保護者が一部負担金支払額の2/3 ・社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額の2/3	・泗水町の例により合併時から統一する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	児童福祉	
調整の内容		8. 放課後児童健全育成事業については、各クラブのこれまでの経緯、地域の特性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぐ。				
		現況			調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村		泗水町
市町村別内容	放課後児童健全育成事業	<p>内容</p> <p>昼間保護者のいない家庭で、小学1年生から3年生を対象に、児童の健全育成を図る。(ただし、定員に余裕があれば、6年生まで可)</p> <p>実施場所 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隈府小学校区放課後児童クラブ ・菊之池小学校区放課後児童クラブ ・さくら学童クラブ ・花房小学校区放課後児童クラブ ・戸崎小学校区放課後児童クラブ <p>費用</p> <p>各クラブの規則に定める額。(おやつ代含)</p> <p>委託料(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隈府小学校区放課後児童クラブ 1,957千円 ・菊之池小学校区放課後児童クラブ 2,684千円 ・さくら学童クラブ 956千円 	<p>内容</p> <p>昼間保護者のいない小学1年生から4年生までの児童を放課後に預かり、健全育成を図る。</p> <p>実施場所 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七城町放課後児童健全育成クラブ <p>費用</p> <p>クラブの規則に定める額。(おやつ代含)</p> <p>委託料(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七城町放課後児童健全育成クラブ 1,727千円 	<p>内容</p> <p>昼間保護者のいないおおむね10歳未満の児童を放課後に預かり、健全育成を図る。</p> <p>実施場所 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭志村放課後児童クラブ <p>費用</p> <p>クラブの規則に定める額。(おやつ代含)</p> <p>委託料(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭志村放課後児童クラブ 2,699千円 	<p>内容</p> <p>昼間保護者のいない小学1年生から小学3年生までの児童を放課後に預かり、健全育成を図る。</p> <p>実施場所 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピノキオクラブ ・あすなるクラブ ・サンサンクラブ <p>費用</p> <p>各クラブの規則に定める額。(おやつ代含)</p> <p>委託料(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピノキオクラブ 2,726千円 ・あすなるクラブ 2,037千円 ・サンサンクラブ 2,037千円 <p>障害児加算</p> <p>町単独分 689千円</p>	<p>・各クラブのこれまでの経緯、地域の特性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

参考資料 各種福祉制度（児童福祉）の取扱い 先進地事例

玉名地域1市8町合併協議会（H17.1.17合併予定）

調整内容

保育形態は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、保育所の組織、運営、配置基準等については、新市において検討する。
保育所の開所時間については、地域性を考慮し、現行の開所時間に応じて施設ごとに設定する。
保育料に係る階層区分、年齢区分及び徴収金額については、新市において統一するものとし低所得者層に配慮した料金体制とする。また、統一保育料については、平成17年度4月分から適用するものとする。
出生手当支給については、新市においても実施する。内容については、合併までに調整する。
放課後児童健全育成事業については、新市においても引き続き実施する。実施内容については、新市において検討する。

上天草市（H16.3.31合併）

調整内容

保育料の階層区分については、国の基準により合併時に統一する。徴収額については、合併までに統一できるよう調整に努める。
公立保育園の開所・保育時間については、統一する。
国または県等が定める制度については、補助基準等を基に合併時に調整し、実施する。ただし、母子家庭医療費助成事業については、龍ヶ岳町の例により母子父子家庭医療費助成事業として実施する。

菊池南部四町合併協議会（H17.2.28合併予定）

調整内容

エンゼルプランについては、平成16年度までに策定する。「次世代育成支援行動計画」の中で、一体的に見直し引き継ぐ。
保育料関係については、保育料に係る階層区分、年齢区分、徴収金額及び軽減措置については、平成17年度から別表1のとおり統一する。
ただし、国の徴収金額等の改正があった場合は、近隣市町村の動向を踏まえ見直し調整する。なお、平成16年度までは旧町の例による。
障害児保育事業対策事業については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
放課後児童対策事業については、各町それぞれのクラブの経緯、地域の特性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、委託料については、平成17年度から国・県の制度を基準に統一する。また、障害児加算、減免制度については、合志町の例による。なお、平成16年度までは旧町の例による。
児童手当については、国の基準どおり現行のまま新市に引き継ぐ。
児童扶養手当については、国の基準どおり現行のまま新市に引き継ぐ。
母子家庭等医療費助成については、合志町の例により平成17年度から統一する。ただし、平成16年度までは、旧町の例による。

宇城西部五町合併協議会（H17.1.15合併予定）

調整内容

児童・母子福祉については、国の基準どおり新市に引き継ぐこととする。
児童手当については、現行のまま新市に引き継ぐ。
児童扶養手当については、新市に引き継ぐこととする。
特別児童扶養手当については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
医療費助成制度（母子医療費助成）については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
出産祝金については、合併時に廃止の方向で調整する
保育料については、できる限り保護者の負担増にならないよう合併までに調整する。
開所時間は、午前7時から午後7時までとする。

鹿本地域合併協議会（H17.1.15合併予定）

調整内容

保育料の階層区分及び徴収額については、別紙保育料徴収基準額表によるものとし、平成17年度から統一する。ただし、保育料減額措置については、国又は県の制度を適用する鹿本町の例による。
放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。
母子・父子家庭医療費助成事業については、次のとおり新市において実施する。
(1) 児童扶養手当の所得制限の例により、全部支給対象者の所得額に該当する場合は、全額を助成する。
(2) 児童扶養手当の所得制限の例により、一部支給対象者の所得額に該当する場合は、2/3を助成する。
児童手当の支給については、国制度に基づき、現行のとおり新市において実施する。

別紙

保育料徴収基準表（新市）

		新 市				
		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
国の階層区分	階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）		0	0	
第2階層	B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	非課税	母子等	0	0
				一 般	7,000	5,000
第3階層	C 1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割	母子等	12,000	9,000
				一 般	13,000	10,000
	C 2		所得割	母子等	14,000	11,000
				一 般	15,000	12,000
第4階層	D 1	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満		18,000	15,000
	D 2		10,000円以上 64,000円未満		24,000	21,000
第5階層	D 3		64,000円以上 100,000円未満		32,000	26,000
	D 4		100,000円以上 160,000円未満		34,000	26,000
第6階層	D 5		160,000円以上 408,000円未満		36,000	26,000
第7階層	D 6		408,000円以上		40,000	26,000

菊池北部四市町村保育料徴収基準額表（現況）

（単位：円）

国				菊池市				七城町				旭志村				酒水町										
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）								
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児						
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0						
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	B0	非課税の母子世帯	0	0	0	第2階層	市町村民税非課税世帯	母子等	0	0	B	非課税	母子等	0	0	B	市町村民税非課税世帯	母子等	0	0			
				B	非課税	6,400	4,600	4,600			一般	11,000	9,000			一般	8,000	6,000			一般	7,000	5,000			
第3階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500	16,500	C1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割	11,100	8,300	8,300	第3階層	1階層及び4から7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子等	18,500	15,500	C1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割	母子等	12,000	11,000	C1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	母子等	12,000	9,000
				C2	5,000円未満	14,000	11,300	11,300	一般				13,000	12,000	一般			13,000	10,000							
				C3	5,000円以上	15,700	12,800	12,800	所得割				母子等	15,000	13,000			C2	所得割	母子等	14,000			11,000		
								一般					16,000	14,000	一般					15,000	12,000					
第4階層	64,000円未満	30,000	27,000	D1	3,000円未満	16,700	13,700	13,700	第4階層	64,000円未満	30,000	27,000	D1	10,000円未満	23,000	20,000	D1	10,000円未満	24,000	20,000						
				D2	3,000円以上10,000円未満	19,000	16,000	16,000																		
				D3	10,000円以上17,000円未満	21,900	19,000	19,000																		
				D4	17,000円以上50,000円未満	25,500	22,600	22,600																		
第5階層	64,000円以上160,000円未満	44,500	41,500	D5	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	50,000円以上64,000円未満	30,000	27,000	24,000	第5階層	1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	34,000	31,000	D3	64,000円以上100,000円未満	32,000	27,000	D3	64,000円以上160,000円未満	36,000	28,000				
				D6	64,000円以上80,000円未満	30,000	27,000	24,000																		
				D7	80,000円以上110,000円未満	38,200	28,500	24,000																		
				D8	110,000円以上160,000円未満	43,000	28,500	24,000																		
第6階層	160,000円以上408,000円未満	61,000	58,000	D9	160,000円以上408,000円未満	43,000	28,500	24,000	第6階層	160,000円以上408,000円未満	36,000	33,000	D5	160,000円以上408,000円未満	37,000	29,000	D4	160,000円以上408,000円未満	38,000	29,000						
第7階層	408,000円以上	80,000	77,000	D10	408,000円以上	43,000	28,500	24,000	第7階層	408,000円以上	40,000	35,000	D6	408,000円以上	40,000	30,000	D5	408,000円以上	40,000	30,000						